

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年3月 9日

新型コロナ作業部会確認 令和3年3月10日

事業名 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症
対策用衛生材料品等の購入（単価契約）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱者及び新型コロナウイルス感染症の疑い症状を呈する体調不良者を診察するにあたり必要となる医療用消耗品を買い入れるものであり、令和2年12月4日の合意に基づいているものとする。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件は、大会運営の一環として行う事業であり、各会場における医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的とする。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性 本件衛生材料の購入は、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理においても実施することが示されている事業であり、医療用の消耗品はアスリート等への適切な医療の提供を可能とするだけでなく、各会場を安心・安全な環境に保つために必要不可欠である。	
	効率性 本件衛生材料の購入は、感染症対策の学術的提言や公衆衛生の専門医や発熱外来設置病院の医師・看護師の意見をもとに適切な物品を選定していることを確認した。 また、数量については使用場所の特性に応じて患者推計やスタッフ数に基づき細かく必要数量を精査していることを確認した。	

	納 得 性	<p>本件調達においては、複数者から見積りを徴取し、比較検討の上、金額を計上していることを確認した。</p> <p>一般競争入札によって委託業者を決定することにより、一般的な市場価格が反映されることを確認した。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、各会場において、アスリート等に医療・検査の機会を提供する為に必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえ、V5 予算内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>		